

「三陸鉄道を活用した沿岸周遊事業
(商品造成支援及び情報発信) 業務」

企画提案審査要領

令和 3 年 7 月
岩 手 県

この「企画提案審査要領」は、岩手県（以下「県」という。）が実施する「三陸鉄道を活用した沿岸周遊事業（商品造成支援及び情報発信）業務」（以下「本業務」という。）に係る委託候補者を選定するために行う企画コンペの提案審査について、必要な事項を定めるものであること。

1 審査の概要

- (1) 本業務に係る企画提案の審査は、企画提案審査委員会（以下「審査委員会」という。）において実施するものであること。
- (2) 審査委員会は、企画コンペ参加者（以下「コンペ参加者」という。）から提出された、別添資料 1「企画コンペ実施要領」で定める書類（以下「企画コンペ提案書等」という。）について、下記 4 に定める審査基準に基づき、審査を行うものであること。

2 審査方法

- (1) 審査は、コンペ参加者から提出された企画コンペ提案書等及びプレゼンテーションに基づいて行うものであること。
- (2) コンペ参加者が 4 者を超える場合には、審査委員会において、企画コンペ提案書等による審査（以下「一次審査」という。）を実施し、上位と評された 4 者により、審査委員会において、企画コンペ提案書等及びプレゼンテーションに基づく審査を行うものであること。なお、コンペ参加者が 4 者以下であった場合には、一次審査は行わないこと。
- (3) 審査委員は、企画コンペ提案書等及びプレゼンテーションに基づき、個別の審査項目ごとに評価・評点を行い、審査委員ごとに上位 3 者まで順位点（1 位－5 点、2 位－3 点、3 位－1 点）を付し、委員会で合計した総得点により順位をつけて県に報告するものであること。
なお、総得点が同点の場合には、高い順位の票を多く得たものを上位者とし、高い順位の票が同数の場合には、審査委員において合議のうえ順位を決定するものとする。
- (4) コンペ参加者が 1 者のみであった場合にも、審査委員会において企画コンペ提案書等及びプレゼンテーションに基づく審査を実施し、審査員の評価点の合計が中位点の合計以上を獲得していることを最低条件とし、本業務を実施するにふさわしいか否かを評価する。

【採点基準】

	10 点の項目	20 点の項目	30 点の項目
非常に優れている	10	20	30
優れている	8	16	24
問題はない（中位点）	6	12	15
やや問題がある（一部修正が必要）	4	8	12
問題がある（大幅な修正が必要）	2	4	8
採用できない	0	0	0

3 審査結果の通知

審査結果については、各コンペ参加者に郵送により書面で通知すること。

審査項目、審査観点及び配点

審査項目		審査観点	配点
提案のあった業務の内容が優れていること	企画趣旨理解力	<ul style="list-style-type: none"> 本業務の趣旨や目的を十分理解しているか。 	20
	企画提案内容	〈モデルコースの商品造成支援〉 <ul style="list-style-type: none"> 招請の実施方法は適切か。 モデルコース設定の考え方は適切か。 訴求対象とするターゲットやコンセプトが明確となっているか。 	30
		〈沿岸地域の知名度向上〉 <ul style="list-style-type: none"> 招請及び情報発信の実施方法は適切か。 訴求対象とするターゲットやコンセプトが明確となっているか。 	30
業務を適正かつ確実に履行する能力を有していること	業務遂行能力	<ul style="list-style-type: none"> 提案内容を確実に履行できる能力・執行体制か。 本業務に類する業務実績が良好であるか。 	10
	費用積算内訳書	<ul style="list-style-type: none"> 事業実施にあたり事業費の増減が生じないよう積算内容（単価や数量）が妥当であるか。 	10
合 計			100